

特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて(概要)

1. これまでの状況

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として以下のとおり主任技術者又は監理技術者の配置を求めている。

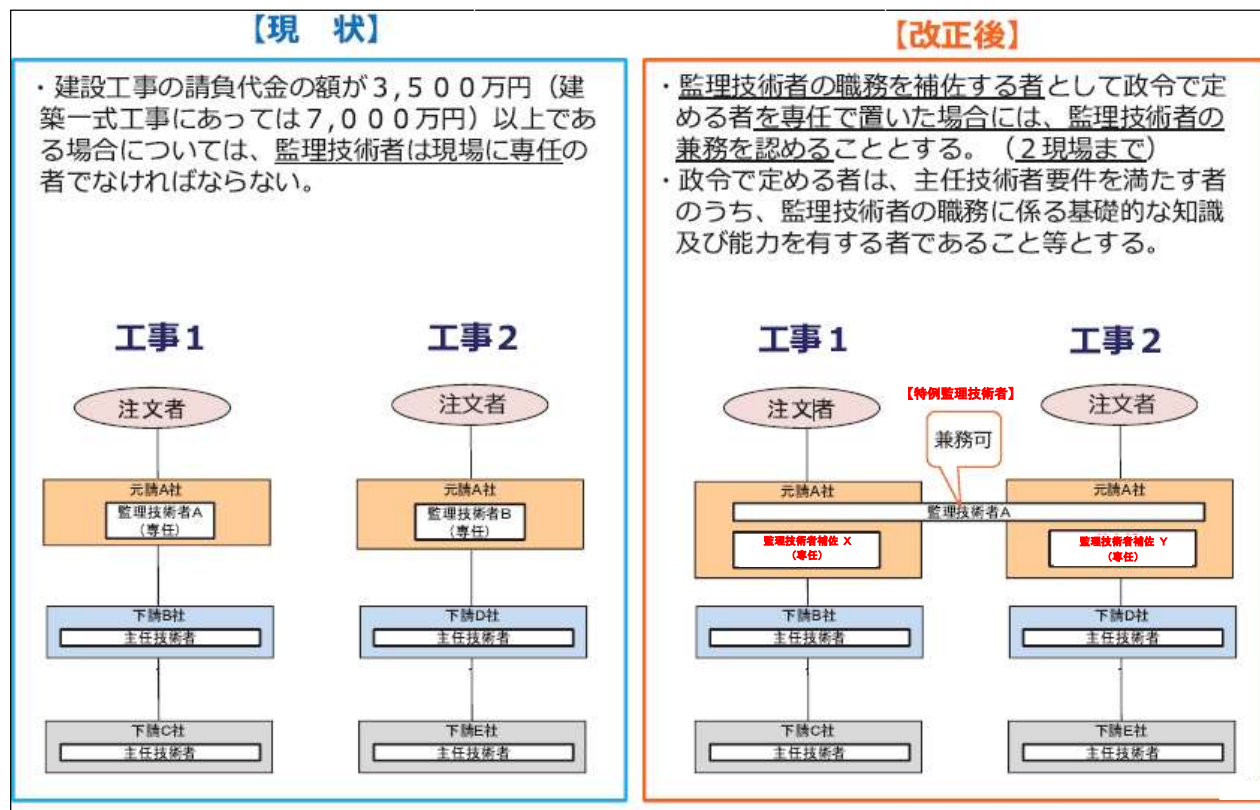
- ①下請契約の請負代金額の合計が 4,000 万円(建築一式工事の場合は 6,000 万円)以上となる場合には監理技術者を置かなければならない。
- ②請負金額が 3,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)以上の場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。

※ただし、密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができることとされていたが、この規程は専任の監理技術者には適用されていなかった。

2. 改正内容

この度、建設業法が改正され、監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事において、**監理技術者補佐**を当該工事現場毎に専任で置いた場合、監理技術者は、**特例監理技術者**となり複数(2工事まで)の工事現場を兼務することが可能となった。

【現状と改正後のイメージ】



(参考:監理技術者補佐となるために必要な資格:建設業法施行令第28条)

- ①主任技術者の資格を有する者(法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)
- ②一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者
 なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

3. 特例監理技術者の配置(監理技術者の兼務)が可能な工事件数、対象工事、及び業種**【監理技術者の配置が必要となる工事とは】**

下請契約の請負代金額の合計が 4,000 万円(建築一式工事の場合は 6,000 万円)以上となる工事。

①工事件数(建設業法第 26 条第 4 項)

2件まで。

②対象工事

監理技術者を専任で配置することが必要となる工事において、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する監理技術者補佐を専任で配置する工事。

③対象業種

全業種が対象。

4. 本県における取扱い

本県における取扱いについては以下のとおりとする。なお、高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めないことができる。

①工事箇所

同一振興局管内、又は振興局を跨ぐ場合には工事箇所の相互の間隔が10km程度の近接した工事(県内工事に限る)。

②発注規模

単体企業で受注している工事(土木一式工事の場合、当初設計金額が3億円未満(PC 上部工場合、当初設計金額が1億円未満)。

③その他

i) 低入札価格調査対象工事の取扱い

対象工事としない。

ii) 他発注機関が発注する公共工事との取扱い

国及び県内の市町村が発注する工事との兼務については、各発注者が兼務について承認しなければならない。

5. 特例監理技術者・監理技術者補佐・現場代理人の兼務について

別紙のとおり。

6. 入札公告、指名競争入札通知書、特記仕様書への記載について

特例監理技術者の配置を認める、又は認めない工事であることの明示を入札公告、指名競争入札通知書及び特記仕様書に記載する(令和3年(2021年)9月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用する)。

7. 適用

令和3年(2021年)9月1日時点で入札契約手続き中、若しくは稼働中の工事、及び9月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用する。

【参考資料】

建設業法

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者(同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。)がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

5 第三項の規定により専任の者でなければならない監理技術者(特例監理技術者を含む。)は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の五から第二十六条の七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

6 (略)

建設業法施行令

(監理技術者の行うべき職務を補佐する者)

第二十八条 法第二十六条第三項ただし書の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者

二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

(同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数)

第二十九条 法第二十六条第四項の政令で定める数は、二とする。

【特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置が想定されるケース】

①工事(既契約)の監理技術者Aが特例監理技術者となり②工事(新規)の監理技術者を兼務する場合

工事	特例監理技術者	監理技術者補佐	現場代理人
①工事 (既契約)	兼務 A	B	B or D
②工事 (新規)	A	C	C or E

(1) 監理技術者補佐について

【I. 監理技術者補佐となるためには】

- 主任技術者の資格を有する者(建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

【II. 監理技術者補佐の配置について】

- 監理技術者補佐は工事現場ごとに専任で配置しなければならず、特例監理技術者A以外のB、Cを①、②工事に各々配置しなければならない(B又はCが①、②工事両方の監理技術者補佐となることはできない)。

(2) 現場代理人について

【I. 現場代理人となるためには】

- 現場代理人となるために必要な資格等はない。

【II. 現場代理人の配置について】

- 現場代理人は常駐義務があるため、特例監理技術者として①、②工事を兼任するAは現場代理人にはなれない。
- 一方、監理技術者補佐は現場ごとに専任であるため、常駐義務を果たすことができるため、監理技術者補佐B、Cはそれぞれ①、②工事の現場代理人になることができる。
- なお、①、②工事ともに監理技術者補佐B、C以外の第三者D、Eも現場代理人となることができる。